

琉球大学生向け 日本学生支援機構奨学生「適格認定（学業）」について

日本学生支援機構（以下「機構」といいます。）の奨学生として採用された後も、学業成績等（修得単位数、学修状況及び生活状況等）を大学が審査し、奨学生として適格性を有しているかを機構へ報告します。これを「適格認定（学業）」といいます。

1. 適格認定（学業）の実施時期

適格認定（学業）は、原則として学年末（2月～3月）に実施します。

「奨学生継続願（次年度も学業を続けていくために奨学生が必要かどうかを確認する届出。12月～1月に提出）」の届出内容と修得単位数や修学・生活状況を総合的に審査します。

この他、「休学する時」、「休学から復学する時」、「学校処分時（停学等）」、「交付期間満了日」及び「辞退又は退学に伴う交付終了時」にも実施します。

2. 適格認定（学業）の認定区分

区分	説明
廃止	奨学生としての身分を失います（交付の終了） 給付奨学生 やむを得ない事由がない場合は支給済みの奨学生の返還が必要 貸与奨学生 返還口座加入手続き後、返還開始（貸与終了月の7ヶ月後）
停止	1年以内の範囲で、奨学生の交付が止まります 学業成績等が回復した場合は、届出により交付が復活されることがあります
警告	学業成績等の向上に期待します（交付は継続） 学業成績等が回復しない場合は、交付が停止又は廃止される場合があります
継続	奨学生の交付を継続します

3. 適格認定（学業）の認定基準

学部生の認定基準のうち「修得単位数」に関する基準については、原則として「当該年度の単位数（標準修得単位数は31単位）」をどの程度修得できているか（基準を満たしているか）を確認します。

※ 過年度に十分な単位数を修得している方及び16単位未満除籍から除外される方（留学生等）は、卒業延期の可能性等を確認（通算修得単位数等を確認）したうえで判断します。

医学部医学科生及び大学院生は、学校処分を受けていない場合は、原則として「進級」をもって「継続」認定となります。

(1) 納付奨学金 (学部生のみ)

認定区分	認定基準
廃止	<p>次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修業年限で卒業できないことが確定 ② 修得単位数が標準修得単位数の6割以下（「遡及取消」に該当するものを除く） ③ 履修科目の授業への出席率が6割以下（「遡及取消」に該当するものを除く）、その他学修意欲が著しく低い状況 ④ 「警告」の学業成績基準に連続して該当
廃止（遡及取消）	<p>次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修得単位数の合計（累計）が標準修得単位数の1割以下 ② 履修科目の授業への出席率が1割以下、その他学修意欲があるとは認められない
停止	3か月未満の停学又は訓告処分
警告	<p>次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修得単位数が標準修得単位数の7割以下（「廃止」に該当するものを除く） ② GPA等が学部等における下位1/4の範囲内 ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下（「廃止」に該当するものを除く）、その他学修意欲が低い状況
継続	廃止、停止又は警告に該当しない

※ 上記にかかわらず、医学部医学科の学生の基準は、委員会の了承を得て医学部医学科において定めます。

※ 学業不振について学生本人に帰責性がない場合（やむを得ない事由。下記①～④参照）は、特例措置として廃止又は警告に該当しません。なお、学生本人のアルバイト過多については、それが学費又は生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」に該当しません。

- ① 本人及び家族の病気等の療養又は介護による場合
 - ② 災害、事故、事件等の被害者となったことによる心身の疾病の場合
 - ③ 障がい、病気を理由として長期履修が認められた場合（修業年限に在学する場合に限る）
 - ④ その他やむを得ない事由であると認められる場合

(2) 贷与奖学金 (学部生)

認定区分	認定基準	備考	
		医学部医学科	
廃止	<p>次のいずれかに該当</p> <p>① 卒業延期が確定又は可能性が極めて高い</p> <p>② <u>当該年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない</u></p> <p>③ 奨学金継続願を未提出（故意に記入しなかった又は虚偽記入した者を含む）</p> <p>④ 退学又は除籍処分を受けた</p> <p>⑤ 学内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適當</p> <p>⑥ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適當ではない</p> <p>⑦ 修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められない</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 停止中の者で、1年以内に当該事由が止む見込みがない 停止期間が継続して2年を経過 停止期間の終了時に再開を願い出ない 	<p>②は該当しない</p>	<p>②の「極めて少ない」とは <u>「3単位以下」</u></p>

認定区分	認定基準	医学部医学科	備考
停止	廃止の基準に該当せず、次のいずれかに該当 ① 学業成績は廃止相当だが、成業の見込みあり ② 停学又はその他の処分を受けた ③ 学内外の規律を乱し、奨学金交付を停止させることが適当（不起訴処分の場合に限る）	①から③の他、医学科履修認定会議において不合格判定	①の「成業の見込みあり」とは、停止相当期間（原則1年）卒業を延期することで十分卒業が可能であること
警告	廃止又は停止の各基準に該当せず、次のいずれかに該当 ① 当該年度の修得単位数が単位不足による除籍に該当せず、かつ、 当該年度の修得単位数が著しく少ない ② 当該年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている ③ 学修意欲に欠ける ④ 仮進級となった	④は、医学科履修認定会議において不合格科目の再履修を免除され、次年度に試験により判定を行うことが決定された場合	①の「著しく少ない」とは、当該年度の修得単位数が 「26単位以下」 ※ 当該年度の修得単位数から貸与警告不足率（15%）における単位数を除して算出
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者で、原則、 当該年度の修得単位数が27単位以上	廃止、停止又は警告に該当せず、医学科履修認定会議において合格判定	

〈貸与奨学生（学部生）：当該年度の修得単位数による認定基準の例外〉

修得単位数	認定基準の例外	備考
3単位以下	①「停止」 年度途中の再入学者、復学者及び休学者で卒業の見込みがない ②「警告」 年度途中の再入学者、復学者及び休学者で卒業の見込みがある ③「継続」 当該年度に交流協定により留学した者で、留学期間を終了した	①～③以外は 「廃止」
4～16単位未満	卒業までに必要な単位数から、除籍又は卒業延期の可能性等を確認したうえで判定 ①「奨学生の辞退等」 除籍者又は除籍となる可能性がある ②「停止」 除籍対象ではないが卒業延期となる可能性がある ③「警告」 除籍対象ではなく卒業できる可能性がある ④「継続」 2年次以上の学生で、過年度に十分な単位を修得しており、卒業延期とならない	
16～26単位	①「継続」 年度途中の再入学者、復学者、休学者及び留学中 ※ 卒業までに必要な単位数に満たない場合は「警告」又は「停止」 ②「継続」 2年次以上の学生で、過年度に十分な単位を修得しており、卒業延期とならない	①、②以外は 「警告」

＜参考：在学年次毎の通算標準修得単位数＞

在学年次	1年前期終了時	1年後期終了時	2年前期終了時	2年後期終了時	3年前期終了時	3年後期終了時	4年前期終了時
通算標準修得単位数	16	31	47	62	78	93	109

※「修得単位数」に関する基準については、原則として「当該年度の修得単位数」を確認しますので、学部生（医学科を除く）は「31単位以上」修得するよう努めてください。

※過年度に十分な単位数を修得している者及び16単位未満除籍から除外される者（留学生等）は、卒業延期の可能性等を通算修得単位数（上記表）等により確認したうえで判断します。

4. 処置を受けた場合

適格認定（学業）により「継続」以外（「廃止」、「停止」及び「警告」）の処置を受けた場合は、「処置通知」が交付されますので、内容を確認してください。

通知のうち「廃止」の処置を受けた場合は、奨学生としての身分を失うことになります。速やかに交付終了時の手続きを行ってください。

※ 奨学生は採用時のみならず、交付中においても「優れた学生」であることが求められます。

奨学金には多くの国費が投入されています。奨学生としてふさわしいということは、自らの学業成績等でもって証明する必要があることをよく覚えておいてください。

＜奨学金窓口：共通教育棟1号館1階＞

〒903-0129 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学学生部学生支援課奨学係

TEL : 098-895-8136

E-mail : gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp



学生生活支援情報ホームページ